

# 奈良県公報

## 目次

ページ

〇都市計画の変更	一	〇大規模小売店舗の新設の届出に関する公告	三
〇都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧	一	〇大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に関する公告	四
〇道路の位置指定	一	〇右 同	四
〇児童福祉法に基づく指定居宅支援助事業者からの事業所の届出	二	〇開発行為に関する工事の完了	五
〇身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援助事業者からの事業所の変更等の届出	二	〇右 同	六
〇知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援助事業者からの事業所の変更等の届出	二	〇一般競争入札の実施	六
		〇右 同	八
		〈公安委員会告示〉	
		〇指定講習機関に関する規則第三条の規定に基づく指定講習機関の指定	一〇

## 告示

### 奈良県告示第四百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画用途地域を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部都市計画課及び奈良市都市計画部都市計画課において

縦覧に供する。

平成十六年十一月二十六日

奈良県知事 柿本善也

- 一 変更に係る都市計画の種類及び名称  
大和都市計画用途地域
- 二 変更に係る都市計画を定める土地の区域  
奈良市北登美ヶ丘六丁目の一部

### 奈良県告示第四百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、天理市から大和都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十六年十一月二十六日

奈良県知事 柿本善也

### 奈良県告示第四百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があった。

平成十六年十一月二十六日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所（平成十六年十月二十日現在の地番による。）  
北葛城郡上牧町友が丘二丁目七八一番地ノ四七の一部及び七九二番地ノ七の一部
- 二 申請者氏名 株式会社福岡屋住宅流通 代表取締役 岡田英治
- 三 申請者住所 奈良市大宮町五丁目三番二〇号
- 四 道路の幅員 四・五メートルから八・〇メートルまで
- 五 道路の延長 二七・七一メートル
- 六 指定年月日 平成十六年十一月一日
- 七 指定番号 高土第一六〇六号

公 告

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定  
居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成十六年十一月二十六日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	変更年月 日
有限会社宏 信	生駒郡三郷町立 野南二―二四― 一一	あさひ訪問 介護サービ ス	(変更前) 生駒郡三郷町 立野南二―二 四―一二 (変更後) 北葛城郡河合 町西穴闇三五 一―一	居宅介護	平成十六 年十月一 日

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、  
指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成十六年十一月二十六日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	変更年月 日
有限会社宏	生駒郡三郷町立	あさひ訪問	(変更前)	居宅介護	平成十六

信	野南二―二四― 一一	介護サービ ス	生駒郡三郷町 立野南二―二 四―一二 (変更後) 北葛城郡河合 町西穴闇三五 一―一	居宅介護	年十月一 日
---	---------------	------------	--	------	-----------

株式会社す まいる	香芝市上中五二 七―一	株式会社す まいる斑鳩 支店	(変更前) 生駒郡斑鳩町 龍田西二―二 一―三 リバー サイド龍田三 〇―二号 (変更後) 生駒郡斑鳩町 法隆寺南一― 三―一五	居宅介護	平成十六 年十月十 七日
--------------	----------------	----------------------	--	------	--------------------

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指  
定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成十六年十一月二十六日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	変更年月 日
有限会社宏 信	生駒郡三郷町立 野南二―二四― 一一	あさひ訪問 介護サービ ス	(変更前) 生駒郡三郷町	居宅介護	平成十六 年十月一

一一	立野南二一二	日
ス	四一二 (変更後) 北葛城郡河合 町西穴闇三五 一一一	

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所(団体にあっては団体名、代表者の氏名及び所在地)並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年十一月二十六日から平成十七年三月二十八日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するように提出してください。

平成十六年十一月二十六日

奈良県知事 柿本善也

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) ジョーシンピットワン新庄店  
 所在地 葛城市北花内四〇の一の一部他
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 上新電機株式会社  
 住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号  
 代表者 土井 栄次
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 上新電機株式会社  
 住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号  
 代表者 土井 栄次
- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成十七年六月二十六日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
二、〇二七平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
 駐車場の位置及び収容台数  
 位置 届出書添付図面記載のとおり  
 収容台数 八五台

駐輪場の位置及び収容台数  
 位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 六二台

荷さばき施設の位置及び面積  
 位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 一四八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
 位置 届出書添付図面記載のとおり

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
 容量 七・五立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後九時五十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前八時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
 位置 届出書添付図面記載のとおり

出入口の数 二箇所  
 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

八 届出年月日  
 平成十六年十月二十六日

九 縦覧場所  
 奈良県商工労働部中小企業課

十 縦覧期間

平成十六年十一月二十六日から平成十七年三月二十八日まで

十一 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成十六年十一月二十六日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ミドリ電化かしはら店

所在地 橿原市曲川町七丁目二五の一

二 橿原市から聴取した意見の概要

1 交通関係

事業については、地元自治会と十分に協議の上、実施すること。

交通安全対策については、橿原警察署と十分に協議し、指示を受けること。

車両の出入り口や交通の要点には、交通整理員を配置すること。

交通整理員の配置人員・時間・場所等は、周辺の交通渋滞の状況に応じて増強等の措置を取ること。

交通問題の苦情に対しては、責任をもって対処すること。

交通安全対策等、橿原警察署から指導があれば、それに従うこと。

2 公害関係

事業者は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、地盤沈下及び悪臭等の公害を防止するため、自己の負担において必要な措置を講じること。

事業者は、工事を実施する際、公害が及ぼすと思われる付近住民に対し事前説明を行うと共に、公害が生じた場合には誠意をもって対応すること。

3 学校教育関係

店舗周辺は、幼稚園、小中学校の通学路にあたるため、登下校の安全対策を講じ

らねばならない。特に工事中において登下校の時間帯は、資材搬入車両等の進入を避けて

いただきたい。

今後、現時点では予測できない事柄等で、周辺幼小中学校、同PTAから何らかの意見要望等が出てきた場合、誠意をもって話し合い、善処していただきたい。

4 青少年健全育成関係

定期巡回の実施

店舗敷地内の照明灯の充実を図ること。

自動販売機の指導（有害図書）の排除

万引き、車上狙い、シンナーの吸引、喫煙等の防止を図ること。

県青少年健全育成条例による午後十一時から翌日の午前四時までの深夜外出制限の指導に努めること。

青少年が喫煙、飲酒等でたむろしている時は、橿原警察署に連絡すること。

5 その他

大規模小売店舗立地法の規定に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」を遵守すること。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

四 縦覧期間

平成十六年十一月二十六日から同年十二月二十七日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗立地法

（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見が述べられましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成十六年十一月二十六日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハーベス白庭台店

所在地 生駒市白庭台三丁目二〇〇〇の二

二 述べられた意見の概要

生駒市白庭台住民

1 法令・条例・指導要綱等を基本とした開発行為及び工事期間での安全・防災等の

管理体制（地元との協定等）を指導願いたい。

2 景観法の精神と近鉄グループの企業精神に立脚した店舗デザイン等の配慮を指導下さい。

3 開店時間は、近隣店舗の住環境（生存権・環境権等）を理解するよう指導下さい。

4 現在工事を進めて頂いている駅開発・外食店街等、国土交通省への予測報告は一日一二、〇〇〇人乗り降りするとの事ですが、右折進入はリスクが多く、警備員の配置をして安全の確保を指導願います。

5 店舗から出る臭気は、近隣関係住民の環境を重視して脱臭機を取付け、廃棄物設置場所は、住宅地から離れた場所（財産権等）が望ましいので移転指導下さい。

6 防災・防犯の危機管理体制の整備をして安心・安全な街として行政・業者・住民の連携システムの構築に助言願います。

7 廃業等の場合はマンションへの移転は禁止して下さい。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

四 縦覧期間

平成十六年十一月二十六日から同年十二月二十七日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。  
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。  
平成十六年十一月二十六日

一 許可番号

平成十六年五月十三日第七二一一七九号

平成十六年九月十六日第七二一一七九一一号

二 検査済証番号

検査行為に関する工事の検査済証 平成十六年十一月十七日第六一三四号

三 開発区域に含まれる地域

奈良県知事 柿本善也

天理市合場町三七番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
天理市合場町二四七番地  
山中常雄

一 許可番号

平成十六年八月二十七日第七四一九三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十一月十七日第六一三三五号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市稗田町四七六番地ノ二九、四七六番地ノ一三七及び四七六番地ノ一三八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市佐保台西町八五番地  
新都市開発株式会社 代表取締役 吉岡正治

一 許可番号

平成十六年十月十四日第七四一一四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十一月十七日第六一三三三三号

三 開発区域に含まれる地域

天理市田町四五二番地ノ三、四五三番地ノ三、四五四番地ノ三、四五五番地ノ三、四九七番地ノ一及び九三四番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
天理市勾田町四三三番地ノ一三三  
株式会社岡田土木 代表取締役 岡田辰雄

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市田町四五三番地ノ三、四五五番地ノ三、四九七番地ノ一及び九三四番地の各一部

下水道 天理市田町四五三番地ノ三、四五五番地ノ三、四九七番地ノ一及び九三四番地の各一部

番地の各一部

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に  
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

平成十六年十一月二十六日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年八月三十日桜土第三七一〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十一月十六日桜土第五六一二二号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市御坊町三九番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法華寺町八三番地五

大和ハウス工業株式会社奈良支店 支店長 岡田恵吾

国道三〇八号道路改良事業（結節点国道）（交通連携推進）に伴う設計業務の委託に  
ついて、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和二十二年政  
令第十六号。以下「施行令」といいます。）第百六十七条の五第二項及び第百六十七  
条の六第一項の規定により公告します。

平成十六年十一月二十六日

奈良県知事 柿本善也

一 競争入札に付する事項

1 業務名 国道三〇八号道路改良事業（結節点国道）（交通連携推進）設計業務

2 業務番号 第二一〇一改一委一八号

3 業務場所 奈良市宝来町から菅原町まで

4 業務概要 橋梁詳細設計

PC三径間箱桁橋 一橋

PC八径間中空床版橋 一橋

PC七径間中空床版橋 一橋

景観検討 一式

道路詳細設計 一式

5 履行期間 約三箇月間

二 競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち建設コンサルタント業務の資格を有する  
者であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、三の6に定める競争入札参加資  
格の確認を受けた者のみが、この入札に参加することができます。

1 次の条件をすべて満たしていること。

(一) 建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号。以下「  
登録規程」といいます。）別表の「鋼構造及びコンクリート」、「道路」、「建  
設環境」及び「施工計画、施工設計及び積算」の全ての部門に登録を受けている  
とともに、「地質」又は「土質及び基礎」のいずれか一つ以上の部門にも登録を  
受けている者であること。

(二) 施行令第六十七條の四の規定に該当する者でないこと。

(三) 入札執行日（郵便入札の場合は、その郵便物の通信日付印により表示された日  
）時点において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名  
停止措置を受けていないこと。

(四) 次に掲げるこの入札に係る設計業務の予備設計の受託者でないこと。

名称 株式会社トーニチコンサルタント

所在地 東京都渋谷区本町一―一三―三

(五) 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第三十條の規定による更生手続  
開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、  
同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立て  
をしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

(六) 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）  
附則第二条による廃止前の和議法第十二條第一項の規定による和議開始の申立て  
をしていない者であること。

(七) 平成十二年四月一日以降に民事再生法第二十一條の再生手続開始の申立てをし  
ていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再

生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(八) 登録規程第七条第一項の規定により国土交通省に提出した直近の現況報告書（以下「現況報告書」といいます。）（様式第十七号のハ）に記載されている「鋼構造及びコンクリート」の部門の直前一年の営業収入金額が一億五千万円以上あること。

2 次に掲げる部門ごとに技術者を、この業務を行う期間中専任で配置できること。

- (一) 「鋼構造及びコンクリート」部門で二人以上
- (二) 「道路」部門で一人以上

注 この技術者は、登録規程第三条第一項第一号のイ又はロに相当する者で、現況報告書（様式第十七号のヘ「技術士等一覧表」）に記載されているものに限ります。

三 入札手続等

1 入札説明書の交付期間及び交付場所

- (一) 交付期間 平成十六年十一月二十六日から同年十二月六日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除きます。）
- (二) 場所 奈良市南紀寺町二二五

奈良県奈良土木事務所庶務課工事係

電話（代表）〇七四二一三三二八〇一一

2 仕様書の閲覧

- (一) 日時 平成十六年十二月六日 午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除きます。）
- (二) 場所 三の1の(二)に同じ。

3 入札書の提出

入札書は、書留郵便によってのみ受け付けます。  
奈良県奈良土木事務所長あての親展として平成十六年十二月二十日午後五時までに三の1の(二)に定める場所へ到着するようにしてください。

4 開札の日時及び場所

- (一) 日時 平成十六年十二月二十一日 午後一時三十分
- (二) 場所 三の1の(二)に同じ。

5 入札に係る金額の記入方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

6 競争入札参加資格の確認

入札参加者は、知事が定める競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を入札書と同封して提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

四 その他

1 入札保証金及び契約保証金

- (一) 入札保証金は、免除します。
- (二) 契約保証金は、奈良県契約規則（昭和三十九年五月奈良県規則第十四号）第十九条の規定に基づき納付してください。

2 入札者に要求される事項

- (一) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の日時までに届くよう書留郵便により提出してください。
- (二) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

3 入札の無効

二に定める競争入札に参加する資格のない者が入札及び競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は、無効とします。

4 契約書作成の要否

要しませぬ。

5 落札者の決定方法

予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者

を落札者とします。

6 手続における交渉の有無  
なし

7 その他

詳細は、入札説明書によります。

五 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等

三の1の(二)に同じ。

国道三〇八号道路改良事業（結節点国道）（交通連携推進）に伴う設計業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。）第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の六第一項の規定により公告します。

平成十六年十一月二十六日

奈良県知事 柿本善也

一 競争入札に付する事項

1 業務名 国道三〇八号道路改良事業（結節点国道）（交通連携推進）設計業務

2 業務番号 第二一―改―委―九号

3 業務場所 奈良市宝来町から菅原町まで

4 業務概要 橋梁予備設計（修正）一式

橋梁詳細設計

PC八径間中空床版橋 一橋

鋼三径間非合成板桁橋 一橋

PC二径間中空床版橋 一橋

鋼二径間箱桁橋 一橋

PC三径間中空床版橋 一橋

景観検討 一式

道路詳細設計 一式

5 履行期間 約三箇月間

二 競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち建設コンサルタント業務の資格を有する

者であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、三の6に定める競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加することができます。

1 次の条件をすべて満たしていること。

(一) 建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号。以下「登録規程」といいます。）別表の「鋼構造及びコンクリート」、「道路」、「建設環境」及び「施工計画、施工設計及び積算」の全ての部門に登録を受けているとともに、「地質」又は「土質及び基礎」のいずれか一つ以上の部門にも登録を受けている者であること。

(二) 施行令第百六十七条の四の規定に該当する者でないこと。

(三) 入札執行日（郵便入札の場合は、その郵便物の通信日付印により表示された日）時点において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置を受けていないこと。

(四) 次に掲げるこの入札に係る設計業務の予備設計の受託者でないこと。

名称 株式会社トーチコンサルタント  
所在地 東京都渋谷区本町一―一三―三

(五) 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第三十条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(六) 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(七) 平成十二年四月一日以降に民事再生法第二十一条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(八) 登録規程第七条第一項の規定により国土交通省に提出した直近の現況報告書（以下「現況報告書」といいます。）（様式第十七号のハ）に記載されている「鋼構造及びコンクリート」の部門の直前一年の営業収入金額が二億円以上あること。



- 2 次に掲げる部門ごとに技術者を、この業務を行う期間中専任で配置できること。
- (一) 「鋼構造及びコンクリート」部門で二人以上
- (二) 「道路」部門で一人以上
- 注 この技術者は、登録規程第三条第一項第一号のイ又はロに相当する者で、現況報告書(様式第十七号のへ「技術士等一覧表」)に記載されているものに限ります。

### 三 入札手続等

- 1 入札説明書の交付期間及び交付場所
- (一) 交付期間 平成十六年十一月二十六日から同年十二月六日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除きます。)(の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除きます。))
- (二) 場所 奈良市南紀寺町二二五  
奈良県奈良土木事務所庶務課工事係  
電話(代表)〇七四二二二三一八〇一
- (三) 費用 無償
- 2 仕様書の閲覧
- (一) 日時 平成十六年十二月六日 午前九時から午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。)
- (二) 場所 三の1の(二)に同じ。
- 3 入札書の提出
- 入札書は、書留郵便によってのみ受け付けます。  
奈良県奈良土木事務所長あての親展として平成十六年十二月二十日午後五時までに三の1の(二)に定める場所へ到着するようにしてください。
- 4 開札の日時及び場所
- (一) 日時 平成十六年十二月二十一日 午後二時
- (二) 場所 三の1の(二)に同じ。
- 5 入札に係る金額の記入方法
- 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入

- 札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。
- 6 競争入札参加資格の確認
- 入札参加者は、知事が定める競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を入札書と同封して提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。
- 四 その他

- 1 入札保証金及び契約保証金
- (一) 入札保証金は、免除します。
- (二) 契約保証金は、奈良県契約規則(昭和三十九年五月奈良県規則第十四号)第十九条の規定に基づき納付してください。
- 2 入札者に要求される事項
- (一) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の日時までに届くよう書留郵便により提出してください。
- (二) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- 3 入札の無効
- 二に定める競争入札に参加する資格のない者とした入札及び競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は、無効とします。
- 4 契約書作成の要否
- 要しませぬ。
- 5 落札者の決定方法
- 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- 6 手続における交渉の有無
- なし
- 7 その他
- 詳細は、入札説明書によります。
- 五 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等
- 三の1の(二)に同じ。

## 公安委員会告示

## 奈良県公安委員会告示第131号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成16年11月26日

奈良県公安委員会

委員長 西口 廣宗

## 1 名称及び住所並びに代表者の氏名

## (1) 名称

株式会社奈良自動車学校

## (2) 住所

奈良市元興寺町10番地

## (3) 代表者の氏名

増尾 剛

## 2 特定講習を行う事務所の名称及び所在地

## (1) 事務所の名称

奈良自動車学校

## (2) 事務所の所在地

奈良市西大寺竜王町二丁目2番1号

## 3 特定講習の種別

取消処分者講習（四輪・二輪）

## 4 指定を行った年月日

平成16年11月11日

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一一二一一一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一一三五七七二二代

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

本誌は再生紙を使用しています。